

○山武市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則

令和8年3月19日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、山武市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（令和8年山武市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

(不当要求行為等)

第3条 条例第2条第4号に規定する職員の公正な職務の執行を妨げる行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 市が行う許認可その他の行政処分又は請負その他の契約に関し、特定の法人その他の団体又は個人のために有利な、又は不利な取扱いをするよう要求する行為
- (2) 入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の執行を妨げる行為
- (3) 人事（職員の採用、昇任、降任又は転任をいう。）の公正を害する行為
- (4) 市が行おうとしている特定の法人その他の団体又は個人に対する不利益処分に関し、正当な理由なく当該不利益処分を行わないよう、又は処分内容を重くする若しくは軽くするよう要求する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定の法人その他の団体又は個人が有利な、又は不利な取扱いを受けるよう要求する行為

2 条例第2条第4号に規定するその他社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 身体の一部若しくは器具を使って故意に職員を傷つけようとする行為、職員が恐怖を感じ、反論し得ない状況に追い込む程度の脅迫行為又は職員が正常な行為ができない程度のけん騒行為
- (2) 職員が正常な状態で面談することが困難であると判断し、断ったにもかかわらず、強硬に脅迫的言動をもって面接を強要する行為
- (3) 粗野又は乱暴な言動により職員に嫌悪の情を抱かせる行為
- (4) 正当な権利がないにもかかわらず権利があるとし、提供を受けた勤務に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、若しくは交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず

らず損害があるとして、又はこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して、損害賠償その他これに類する名目で金品等の供与を要求する行為

(5) 庁舎等の保全、庁舎等における秩序の維持又は市の事務事業の執行に支障を生じさせる行為

(6) 前各号に掲げるもののほか、正当な手続によることなく行政の作為、不作為を求める行為

(管理監督者への報告)

第4条 条例第7条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に行うものとする。

(1) 一般職の職員 自らの職の直近上位の職にある者

(2) 特別職の職員（市長を除く。） 市長

(公表の方法)

第5条 条例第9条の規定による不当要求行為等に関する状況の公表は、市のホームページに掲載することにより行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。